



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3834 号 2017.8.14 発行

### 孫が暗い顔をしていたら

西日本新聞 2017年08月13日

9月1日は統計によれば、一年の中でも子どもの自殺者数が突出して多い。学校に行きたくない子どもが追い詰められて死を選ぶのだ。原因はいじめ、教師との関係、親の期待に応えられない自分への絶望—などさまざまだろう。

私は昨年8月、この欄で子どもたちに向けて「夏休みを延ばしてもいい」という一文を書いた。「死ぬぐらいなら休んでもいいんだよ」と呼び掛ける内容だった。

今年と同じテーマで、孫を持つおじいちゃん、おばあちゃんに向けて書きたい。

夏休みで息子や娘たちと一緒にやって来た孫が時折暗い表情を見せる。何か悩んでいるようだ。そんな時、どう接したらいいのか。「9月1日の自殺」に早くから警鐘を鳴らしてきた「不登校新聞」の石井志昂（しこう）編集長を訪ね、助言をもらった。石井さんも不登校の経験がある。

「率直に『どうしたの』と尋ねてください。そして、本人の気持ちを最後まで聞いてください。最後まで」

途中で打ち切ったり、説教したりするのは禁物。「自分は頑張ってるやりの成功体験を持ち出すのも効果はない。子どもの話は繰り返したり長くなったりするが、1時間でも2時間でも聞くことに徹するのが肝心だ。

石井さんは不登校経験者を何百人も取材したが、どん詰まりの状態から抜け出せるかどうかのポイントは「最後まで話を聞いてくれる人に出会ったかどうか」だという。

「聞いてその痛みに共感する。その共感が伝われば、初めて子どもは救われる」

「ある意味、アドバイスは要らない。子どもたちは必ず自分なりの答えを出します」

祖父母の実家が悩める子どもたちの「安全基地」になれば一番いいのだが、実際にはなかなかそうならない。祖父母も共感より「上から目線」になりがちだからであろう。

子どもたちが最悪の選択をするのを防ぐために、周囲の大人は何ができるか。この夏、おじいちゃん、おばあちゃんも考えてみてほしい。

### ギャンブル年齢、20歳以上...成人年齢改正後も

読売新聞 2017年08月14日

政府は、競馬や競輪などの公営ギャンブルの禁止年齢について、現行の20歳未満に据え置く方針を固めた。

成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正が行われた場合の対応で、若者のギャンブル依存症などの危険性を考慮し、現行の禁止年齢が適切だと判断した。政府は成人年齢を引き下げる民法改正案を秋の臨時国会に提出する考えで、公営ギャンブルの禁止年齢を据え置く法案も一緒に提出したい考えだ。

国内では現在、競馬、競輪、競艇、オートレースの4競技が公営ギャンブルとして認められている。公営ギャンブルは競馬法、自転車競技法など競技別に設けられた根拠法によって、未成年者は馬券や車券を購入したり、譲り受けたりすることが禁じられている。パチンコはこれとは別で、現行の風俗営業法で18歳から利用できるようになっている。

**受動喫煙、線引き先送り** 政府案、店舗面積示さず 共同通信 2017年8月14日

政府が受動喫煙防止に向けて策定した健康増進法改正案の全容が13日、判明した。喫煙を例外的に認める飲食店の広さが焦点だったが、改正案に線引きは盛り込まず、政令で規定することにした。法施行日は公布から2年以内とし、線引きはそれまでに決着させたい考えだ。政権内の対立点はいったん先送りし、2020年東京五輪・パラリンピックに向け、法整備を優先させるべきだと判断した。

**喫煙のイメージ=7月、東京都港区**

秋の臨時国会への提出を目指し、9月にも改正案を自民党厚生労働部会に示す。施行後5年をめどに「制度全般について検討を行う」との見直し規定も盛り込んだ。



**ふれあいコンサート 2日間で400人 重症心身障害児ら招待 笑顔で歌声楽しむ**  
横浜 / 神奈川 毎日新聞 2017年8月13日  
ゴスペルに耳を傾け、笑顔を見せる子どもたち=横浜市港北区で



心身に重い障害がある重症心身障害児とその家族を招待する「地域がささえるふれあいコンサート」が11、12日、横浜市港北区の横浜ラポールで開かれた。障害があってもホールで生の音楽を楽しんでもらおうと、毎年夏休みに合わせてNPO「スマイルオブキッズ」などが企画。2日間3公演で約400人が来場した。

コンサートは2009年から始まり、今年で9回目。今回は、ゴスペルを主とするボーカルグループ「VOJA (ヴォジャ)」が登場し、パワフルな歌声で日本語に訳したゴスペルなどを披露した。

**「吃音」幼少期20人に1人 治療ガイドライン作成へ** 日本経済新聞 2017年8月7日

話すときに言葉がつまったり同じ音を繰り返したりする「吃(きつ)音」について、実態調査や有効な対策を探る動きが進んでいる。幼少期には約20人に1人にみられ、そのうち約7割は自然になくなるといわれるが実態はよく分かっていなかった。学校など日常生活を過ごしやすくするための明確な治療ガイドラインもない。担当できる専門家の医師や言語聴覚士が少なく対策が遅れていた。

吃音は専門家の間でも病気や障害としてのとらえ方や、治療や対策の考え方に違いが出る難しい分野だ。世界保健機関の定義をもとに、厚生労働省は吃音症という病気の分類を設けている。これに沿って診断を受けると発達障害者支援法に基づき精神障害者保健福祉手帳をもらう場合もある。

吃音の症状は「おおおおかあさん」などと音を繰り返す、言葉につまる、「ぼーく」などと言葉を伸ばすことが代表的だ。自身が吃音の九州大学の菊池良和助教は「頭の中では話しているつもりだが、タイミングがあわず、つまった感じになる」と説明する。

いつも言いよどむわけではなく調子の波がある。周囲にも左右され、誰かと一緒に同じ文章を読んだり、メトロノームに合わせて文章を朗読したりすると症状が出ないことも多

い。

原因は遺伝的な要因や脳の機能障害なども指摘されているが、明確には分かっていない。緊張や不安、ストレスは原因ではないが、症状が悪化する要因になると考えられている。

2～4歳から症状が出始め、幼少期は20人に1人にみられるが、約7割は3年ほどで自然になくなる。成人になると100人に1人になるともいわれている。だが国内の実際の対象者数はきちんと調査されていなかった。

そこで国立障害者リハビリテーションセンターが中心となり、3歳児健診などの際に吃音を調べる調査を昨夏から始めた。自治体と連携して親にアンケート調査をし、必要ならば面談もする。言葉の繰り返しの状況などを確認する。4カ月ごとに質問用紙を送り、計2000人を調べる。

調査期間は2年。今年3月の集計では約5%が吃音と推定された。同センターの森浩一部長は「幼児全体では5%よりもっと多いと考えている」と話す。調査を続けると増える可能性があるともみている。

一般に、8歳になるころから、症状はなくなりにくくなるといわれる。早期に日常生活の対策となる訓練を受ける必要性が指摘されている。森部長は「半数以上は自然になくなるため、支援のかけすぎという声もある。費用対効果を考えて、最適な介入のタイミングを調べたい」と話す。

診断は音の繰り返し、子音と母音の長さ、単語の途切れなどの症状をみる。幼児や小学生、中学生以上と年齢に合わせて検査する。

子どもの対策では、海外で開発された手法「リッカムプログラム」を使う医療機関が増えている。家庭で吃音の子どもの発言に対して声をかけていく方法だ。

流ちょうに話せたときはほめたり、「いまのどうだった」などと自身の評価を聞いたりする。明らかにつまったときなどには「ちょっと疲れてたね」などと指摘し「さっきのすらすらでどうぞ」と言い直しを促す。指摘よりも褒める頻度を増やすことが重要ともいわれる。言語聴覚士がかける言葉の内容やタイミングなどを家族に定期的に助言しながら進める。

国内では以前から「環境調整法」と呼ばれる方法が使われている。子どもが楽に話しやすい環境を整えることで滑らかに話す力を伸ばす。症状に合わせて、吃音が出にくい話し方の練習も組み合わせる。

九大の菊池助教は「話し方をアドバイスするのではなく、話を聞いて内容に注目して自信を育ててほしい」と指摘する。家庭で子どもが話せずいらいらしていたら、順番に話すなどの工夫で話す意欲を育てる。

現場では様々な取り組みが進むが、国内の学会などによる治療ガイドラインはまだない。そこで国立障害者リハビリテーションセンターなどは、これらの対策の効果を探る多施設での試験を昨秋始めた。約2年で結果を出し、ガイドラインの作成につなげる狙いだ。

この分野は専門家不足が指摘されている。実際に訓練などをする言語聴覚士は高齢者施設に就職することが多く、吃音に対応できる人は少ないという。森部長は「十分な対策をとりたくてもできない」と話す。

悩みのある人は耳鼻科医や言語聴覚士に相談することになるが、診断や訓練などを十分に受けられないことも多い。受け皿の整備が求められている。

#### ■大人の対処法 悩みにあわせ練習提案

『いらっしゃいませ』や『ありがとうございます』がうまく言えない。北里大学東病院を受診した吃音の人の悩みだ。アルバイトを始めたが、流ちょうにあいさつできないときがあり、このままでは仕事に支障があると考えて来院した。

中高生や大人になると、吃音の対策は、実際に社会生活で言えなくて困っている言葉や苦手な場面でも話しやすくする訓練をするのが中心だ。電話や面接での名のり方などそれぞれ言いたいことがうまく言えなかったり苦手に思ったりして悩んでいる。それを聞き、症状や悩みにあわせた練習方法を提案する。

練習の基本は力を抜く、話す速度を変える、息の吸い方を変えるなどがあり、試しながら、その人にあった方法を探ることになる。同病院の言語聴覚士、安田菜穂さんは「吃音の治療にマニュアルはない」と話す。

国立障害者リハビリテーションセンターなどは、中学生以上を対象に認知行動療法を生かしたグループ訓練法を開発した。5～6人のグループで週に1回、約3時間かけて話す訓練などをする。例えば、言葉が滑らかに出てこなくても、やめずに続けて話すようにする。今年からこの訓練法の臨床研究を始めており、2020年度まで実施して効果を探る。(藤井寛子)

## 車で社会復帰 障害者枠で長期支援



毎日新聞 2017年8月14日  
ドライブシミュレーターでの訓練に取り組む浜松市の男性(左)。右はアドバイスする建木健・聖隷クリストファー大助教＝浜松市北区の同大で

脳卒中などのリハビリを終えた人が運転を再開できるよう、医療ではなく、障害者支援の枠組みの中で援助する試みが浜松市で行われている。病院と教習所の支援は一発勝負の“テスト”が多いのに比べ、障害者支援の期間は長く、練習を繰り返して取り組める。医療では保険適用が限定的で支援が手弁当になりがちだが、障害者支援には財政的裏付けもあるのが利点だ。

## 精神障害者の活動伝える NPO発行の新聞100号 神戸新聞 2017年8月14日 あすなろ新聞100号を手にする藤田行敏理事長＝三田市三輪1



精神障害者の生活をサポートする事業所「あすなろ」(兵庫県三田市三輪1)が発行する新聞が、100号を迎えた。2009年4月から毎月、同事業所に通うメンバーの活動や考えを伝え続けて8年。理事長の藤田行敏さん(61)＝篠山市＝は「精神障害者への偏見をなくしたい」と力を込める。

同事業所は09年、ボランティアらが「精神障害者の居場所をつくりたい」とNPO法人を設立して開所した。現在は15人が通い、野菜づくりに取り組むほか、精神保健福祉士が病気の相談に乗ったり、訪問看護に訪れたりしている。

障害者たちの普段の姿を伝えようと、新聞は法人の設立当時から発行。A4版6ページで、精神障害者のスタッフやメンバーが執筆し、1300部を、市内外の病院や公共施設など約900カ所で配っている。

内容は旅行の思い出やニュースの感想、育てる野菜の成長ぶり、と多彩。スタッフの男性(56)＝川西市＝は「病気を隠したい気持ちもあるけど、知ってもらおうことで堂々とできる。今後も考えを伝えて、精神障害を理解してもらいたい」と話していた。(山脇未菜美)

## 介護福祉士志望の留学生が急増...在留資格に追加 読売新聞 2017年08月14日

介護の国家資格「介護福祉士」の取得を目指す留学生が急増している。

専門学校などの養成校に今春、入学したのは全国で計591人と、統計を取り始めた2012年度の約30倍で、入学者全体の1割近くに上っている。9月に施行される改正出入国管理・難民認定法（入管法）で在留資格に「介護」が加わり、新たに介護福祉士となった外国人は、最大5年の在留資格が得られ、繰り返し更新できることが背景にある。

公益社団法人「日本介護福祉士養成施設協会」（東京）によると、専門学校や短大など全国の養成校で、12～14年度は年間20人前後だった留学生が、法改正の議論が本格化した15年度から徐々に増加した。留学生を含めた今年度の入学者は7258人で、留学生が8・1%を占めている。

## 京丹後「くりくり」 心込めた製品知って 開業4周年を前にプレイベント 京都

産経新聞 2017年8月14日

京丹後市内の障害者事業所9カ所で作られる菓子などを販売する「くりえいとしょっぷくりくり」（京丹後市峰山町）で12、13両日、9月5日で開業から4周年を迎えるのを記念するプレイベントが開かれた。

プレイベントでは、一定金額を買うと、菓子などが当たるくじを実施。夕方には用意した景品100個がなくなる盛況ぶりだった。

9月16、17の2日間には4周年記念イベントを開催予定。普段は扱っていない菓子パンやシフォンケーキなどを販売するほか、オーダーメイドでバッグや小物類の注文を受け付ける。

「くりくり」は、よさのうみ福祉会（与謝野町）など4法人で作る同市障害者事業所製品販売連絡協議会が運営。9カ所の作業所で作られたクッキーやパウンドケーキ、せんべいなどの菓子類のほか、トートバッグなどのファッショングッズや木工製本も扱う。

しかし、人員などの関係で季節に応じて扱う商品を変えるなど細やかな対応に手が回らない点も影響し、売り上げが思うように伸びない悩みもあるという。

同協議会の山本優子事務局長は「食べ物も繊維製品も丁寧に作っている。心のこもった製品を手にとってほしい」とPR。くりくりの存在を「多くの人に知ってほしい」と話している。

## タンデム自転車 解禁の蒜山快走

読売新聞 2017年08月14日



蒜山サイクリング部が導入したタンデム自転車（真庭市の蒜山高原で）

◇地元愛好者団体 2人乗りレンタル

複数人が乗車できるタンデム自転車での公道走行が県内で初めて解禁された真庭市の蒜山高原で、地元の自転車愛好者でつくる「蒜山サイクリング部」（東條真也代表、18人）がレンタル用の2人乗り自転車を導入し、観光客向けに貸し出しを始めた。体験型レジャーの新たな目

玉として期待されている。

同部は昨年、自転車によるまちおこしなどを目指して結成。タンデム自転車は、県道交法施行細則の改正に伴い、今年4月から同高原を周回する自転車道（約29キロ）に限って走行が認められた。これを受けて、2人乗り自転車を購入しようと、6月にクラウドファンディングで出資者を募り、高原の緑に映える黄色を基調とした全長2.15メートル、20インチのタイヤという米国メーカーの自転車1台を18万円で購入した。

2人乗りのため、ハンドルを操作する前方に健常者が乗れば、視覚障害者もサイクリン

グが楽しめるなどメリットがある一方、1人乗りに比べ、小回りが利きにくく、バランスを崩しやすいなどの注意が必要。このため、同部では、初めての利用者には部員がガイドとして並走することを貸し出しの条件に定めた。

要予約で、レンタル費はガイド料を含め半日で1台6000円。ガイドが不要な2回目以降は3000~4000円を予定している。

東條代表(35)は「2人で力を合わせて自転車を走らせ、爽やかな風を切って高原散策を楽しんでほしい」と話している。

問い合わせは、東條代表(090・6439・9405)。

**社説；部活動の見直し 多様なあり方の模索を** 北海道新聞 2017年8月14日  
スポーツ庁の検討会議が、運動部活動のあり方に関する総合的な指針づくりを進めている。

少子化が進み、教員が減る中、部活動を健全に運営していくために必要な指針を年内に示す。

中学・高校の部活動は、教育課程外の自主活動でありながら、学校教育の一環と位置づけられる。

教育的効果を上げてきたのは事実だが、顧問となる教員の負担は限界を迎えつつある。

練習時間の上限や休養日はしっかり守らなければならない。

本年度から制度化された「部活動指導員」の起用も有効ではないか。検討会議も、学校外の多様な組織や人材の活用を促す考えだ。

ただ、任せっぱなしにならないよう、学校との連携を密にする仕組みも求められる。

運動部活動を巡っては20年前、当時の文部省が、中学は週2日以上、高校は週1日以上と、休養日の目安を示したものの、ほとんど守られていない。

文部科学省も1月、適切な休養日を設定するよう通知したが、3月時点で休養日の基準がある市区町村教委は4割にとどまった。

部活動の過熱は、生徒のけがや故障にもつながっている。

2020年東京五輪を控え、生徒、指導者、保護者ともますます部活動に熱が入るだろう。

スポーツ医学の知見に基づき、休養や練習時間の基準を設定し、順守させるのが急務だ。

部活動指導員制度により、従来の外部指導者は学校職員となり、顧問の同行がなくても指導や大会の引率ができるようになった。

日本体育協会が指導者の研修を行い、学校に派遣することも検討されている。

新しいスポーツ理論も踏まえ、成長期の生徒の心身に配慮できる人材の養成が期待される。

部活動指導員を導入するに当たっては、過度に成果を求めないよう注意するべきだ。

大会の見直しも必要だ。数を減らすのはもちろん、中体連や高体連に地域のクラブなどが参加できるようにするのも課題である。

検討会議は、勝負にこだわらない同好会的な集まりや、学校の垣根を越えた単位など、中学・高校生のスポーツ活動の多様化も視野に入れている。

こうした改革を進めるには、勝利至上主義にとらわれがちな保護者やOBなどの意識を変えていく必要がある。生徒を成長させるため、結果だけでなく過程にこそ、意義を見いだしたい。

**社説 虐待された子らの養育 里親・養親をどう増やす** 毎日新聞 2017年8月14日

虐待などで親と暮らせない子どもの8割以上が児童養護施設や乳児院にいる。厚生労働省はそうした現実を抜本的に変え、里親や養親などによる家庭的な環境の中で育てていく

方針を打ち出した。

特に未就学の子の施設入所は原則停止する。3歳未満は5年以内、3歳以上も7年以内に里親委託率を75%にする目標を掲げている。

子どもの健全な発達にはできるだけ早い段階から特定の大人との親密な愛着関係を築くことが重要とされているためだ。施設では1人の職員が3～6人の子どもの世話をしている。交代制のローテーション勤務では十分な信頼感や愛情の醸成が難しく、将来的に心身にさまざまな影響が出る場合があるとされる。

先進諸国は20～30年前から、施設から家庭への転換を進めてきた。遅ればせながら日本も2016年の児童福祉法改正で「家庭養護」が原則となり、養子縁組あっせん法も同年末に制定された。

問題は受け皿だ。児童養護施設と乳児院には現在約3万人の子どもがいるが、登録里親数は1万世帯にとどまっている。

里親になる要件が厳しい上、支援策が乏しいため、意欲を持って里親になっても孤立して燃え尽きてしまうケースが多いといわれる。そのため継続して子育てできるかどうかの資格審査が厳しくなり、さらに里親が増えない状況を作っている。

特別養子縁組の場合、縁組後は通常の親子と同等の扱いになるため、特別な公的支援が付かない。民間の福祉団体などが養親の支援を担っているが、国からの財政援助はなく、十分な活動ができない状況だ。

厚労省は児童相談所と民間機関の連携を強め、里親や養親の支援機関を創設することを打ち出しているが、十分な財源を確保しなければ絵に描いた餅になることは明らかだ。

幼児教育無償化のため「こども保険」が与党内で議論されている。社会的養護が必要な子どもたちの支援についても含めるべきである。

児童養護施設や乳児院も施設内での子どもの支援だけでなく、里親や養親などの元で暮らす子どもたちの支援機関になるよう意識も支援スキルも変えるべきだ。社会全体でバックアップしなければならない。

## 【主張】医療・介護改革 利用者の視点を忘れるな 産経新聞 2017年8月14日

団塊世代が75歳以上となる「2025年問題」に対応するため、厚生労働省が医療と介護保険の見直しを進めている。来年度は診療報酬と介護報酬が同時改定となる。

住み慣れた自宅などで最期まで暮らせるよう、地域包括ケアシステムを推進することに大きな眼目がある。

これを後押しするため、医療と介護の役割分担と連携強化が今回の焦点である。切れ目のないサービスの確立には一体的な議論が重要である。加藤勝信厚労相の調整力に期待したい。

最大の課題は、介護費用の伸びをどうするかだ。在宅サービスを推進して医療費を削減できたとしても、それ以上に介護費用が膨らんだのでは元も子もない。

社会保障費全体の抑制が避けられない中で、安心して介護サービスの利用を続けるには、より効率的な仕組みがいる。

介護現場には「制度の欠陥」というべき無駄が残っている。

リハビリによって機能が回復しても、要介護度を下げない事例が後を絶たない。要介護度が重いほど、給付が手厚いためである。

政府は、利用者の介護状態を改善させた事業者に対する報酬を高くする方針だ。どのような支援が自立に結び付いているか、科学的分析も行うという。

さらに、高齢者の要介護度の改善や維持といった成果に応じて、自治体に財源を配分する仕組みも導入する。

多くの職種が連携することで、介護にかかる費用の抑制に成功した好事例を、全国に普及させようというわけだ。

本当に必要とする人にサービスを行き渡らせる上で、こうした無駄を無くすべきなのは言うまでもない。

一方で、利用者には「状態の改善の見込めない重度者が敬遠される」という不安の声もある。要介護度の重い人を医療機関に回し、成果が上がったように見せかける自治体が出てくる懸念も指摘されている。

過度な成果主義に走ることをないよう、厚労省には「抜け穴」に目を光らせる仕組みを同時につくることを求めたい。

自己負担割合の引き上げなど負担も増え続けている。国民の理解を得るには、制度の維持性を高めるだけでなく、「利用者本位」の視点を忘れてはなるまい。

## 社説：いじめ自殺 教委は真摯に事実と向き合え 読売新聞 2017年08月14日

いじめを苦に生徒が自殺した事態に、真摯に向き合っていない。教育委員会や学校の無責任な対応が、不信を招くケースが相次いでいる。

典型例が、茨城県取手市立中3年の女子生徒が2015年に自殺した問題だ。県が、調査委員会を新たに設置する。市教委を信頼できない、という遺族の求めに応えた異例の措置である。

いじめ防止対策推進法は、いじめで心身に重大な被害を受けたと疑われる場合を「重大事態」と規定する。学校の設置者などによる調査を義務づけている。

取手市教委は、生徒の自殺を「いじめによる重大事態に該当しない」と議決した上で、調査委を設置していた。学校がいじめを確認できなかったためだという。

女子生徒は日記に「いじめられたくない」と書き残していた。両親は、いじめを目撃した級友から話を聞いていた。

重大事態と認定しなかったことは、明らかに不適切である。当初からいじめを否定する姿勢は、調査の中立性に疑念を抱かせる。文部科学省の指導を受け、市の調査委が解散したのは当然だろう。

悲劇を繰り返さないために、今秋にも設置される県の調査委は、卒業生から聞き取りを重ねるなど、調査を尽くすべきだ。

仙台市立中2年の男子生徒が今年4月に自殺した問題では、この生徒が教師2人から体罰を受けていたことが判明した。

女性教師が口に粘着テープを貼った。自殺前日に、男性教師が後頭部を拳でたたいた。同級生の保護者の指摘で、学校が初めて把握したことも看過できない。

学校が全生徒に行ったアンケートで、複数の生徒に「くさい」「死ぬ」などと言われていた実態も分かった。体罰がいじめを助長した面はないか。有識者らの調査委による厳正な検証が必要だ。

11年の大津市のいじめ自殺を機に、教委や学校の隠蔽体質を一掃しようと制定された法の趣旨が浸透していない。文科省は重大事態の事例集を作成するが、重要なのは教委の意識改革である。

いじめを早期に把握する態勢作りも欠かせない。文科省は、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を活用した相談を始める。第三者の生徒からの情報提供も期待できよう。

いじめを傍観せず、教師や親に知らせることが大切だ。夏休み明けには、10代の自殺が増える傾向がある。大人は子どもの様子に日頃から目を配りたい。

